

食品安全委員会プリオン専門調査会

第 38 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 18 年 9 月 19 日 (火) 15:00 ~ 17:55

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

- (1) 米国における対日輸出施設現地調査のフォローアップ調査の結果について
- (2) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価
- (3) その他

4 . 出 席 者

(専門委員)

吉川座長、石黒専門委員、小野寺専門委員、甲斐専門委員、門平専門委員、
佐多専門委員、毛利専門委員、永田専門委員、堀内専門委員

(参考人)

山内専門参考人

(食品安全委員会委員)

小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、本間委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 桑崎監視安全課長、蟹江 B S E 対策専門官

農林水産省 姫田動物衛生課長

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、國枝評価課長、

境情報・緊急時対応課長、中山評価調整官、梅田課長補佐

5 . 配布資料

- 資料 1 米国における対日輸出施設現地調査のフォローアップ調査の結果について
- 資料 2 - 1 日本向け牛肉輸出国のリスク評価項目毎の情報収集状況
- 資料 2 - 2 日本向け牛肉輸出国のリスク評価項目毎の情報（暫定版）
- 資料 2 - 3 EUにおけるBSE関係輸入条件
- 資料 2 - 4 EU規定に規定されているBSEステータスの分類と輸入条件
- 資料 2 - 5 OIEコードに規定されているBSEリスク・ステータスの分類と輸入条件
- 資料 2 - 6 日本向け輸出牛肉等に係る輸入条件について(BSE関連のみ抜粋)
- 資料 3 Regarding the equivalency between feeder cattle born in Mexico and imported into the U.S. and cattle born and raised in the U.S. (As justification to the A40 threshold for Mexico-born cattle being 20 MOA or younger.)
- メキシコ生まれの肥育素牛で米国に輸入された牛と米国で生まれ飼養された牛との間の同等性について（A40基準を20ヶ月齢以下のメキシコ産牛に使用することについての正当性）（仮訳）
- 資料 4 - 1 進行中の牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスプラン（概要）
- 資料 4 - 2 米国におけるBSE有病率推計（概要）
- 資料 4 - 3 米国における牛海綿状脳症（BSE）有病率の推定に関するピアレビュー（要約）
- 資料 4 - 4 進行中のBSEサーベイランスのサンプル規模の評価（概要）
- 資料 4 - 5 米国での進行中の牛海綿状脳症サーベイランスプランの評価のためのピアレビュー（概要）
- 資料 4 - 6 米国農務省が発表したBSEサーベイランスに係る報告書に対する専門委員等からのコメント（未定稿）
- 参考資料 1 - 1 Bovine spongiform encephalopathy (BSE) ongoing surveillance plan
- 参考資料 1 - 2 進行中のウシ海綿状脳症（BSE）現行サーベイランスプラン（仮訳）

- 参考資料 2 - 1 An estimate of the prevalence of BSE in the United States
- 参考資料 2 - 2 米国における有病率推計（仮訳）
- 参考資料 3 - 1 Peer review of the estimation of bovine spongiform encephalopathy (BSE) prevalence in the United States
- 参考資料 3 - 2 米国における牛海綿状脳症（BSE）有病率の推定に関するピアレビュー（仮訳）
- 参考資料 4 - 1 APHIS response to peer review of the estimation of BSE prevalence in the United States
- 参考資料 4 - 2 米国の牛海綿状脳症（BSE）感染率推計についての専門家検討に対する動植物検疫局（APHIS）の対応（仮訳）
- 参考資料 5 - 1 Sample size estimate for BSE ongoing surveillance
- 参考資料 5 - 2 進行中のBSEサーベイランスのサンプル規模の評価
- 参考資料 6 - 1 Peer review of the estimation of the ongoing surveillance plan for bovine spongiform encephalopathy in the United States
- 参考資料 6 - 2 米国で進行中の牛海綿状脳症サーベイランスプランの評価のためのピアレビュー（仮訳）
- 参考資料 7 - 1 APHIS response to peer review of the sample size estimate for BSE ongoing surveillance in the United States
- 参考資料 7 - 2 米国で行われているBSEサーベイランスの標本サイズ推計についての専門家検討に対する動植物検疫局（APHIS）の対応

6．議事内容

吉川座長 ただいまから、第38回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日は9名の専門委員が御出席です。

食品安全委員会から6名の委員が御出席です。

厚生労働省、農林水産省の両省から、御担当の方もお越しいただいております。

なお、本日は国内のプリオンの専門家として、これまでプリオン専門調査会で食品健康影響評価に御尽力いただいた、山内前プリオン専門委員に専門参考人としてお越しいただいております。先生におかれましては、特に食品安全委員会が行う自ら評価に関して適宜コメント等をちょうだいできればと思っております。よろしく申し上げます。

事務局につきましては、お手元の座席表を御覧ください。

本日の会議全体のスケジュールですけれども、お手元の資料「第38回食品安全委員会プリオン専門調査会 議事次第」がございますので、御覧ください。

それでは、議題に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いします。

中山評価調整官 それでは、資料の確認をさせていただきますが、その前に簡単に御報告させていただきたいことがございます。

このたび、親委員会及び専門調査会での議論を活発化し連携を強化する趣旨で、委員長以外の常勤の委員が担当を持たれることとなりました。

プリオン専門調査会につきましては、見上委員が主担当に、小泉委員が担当になられております。その他の委員におかれましては、御出席が可能であれば、これまでと同様に参加していただくこととなっております。

吉川座長 それぞれの専門調査会に主担当と担当の委員を置くということで、見上委員と小泉委員がそれぞれ主担当と担当の委員でございます。何か御発言をいただけますか。

見上委員 今、事務局から説明があったんですけれども、専門調査会での議論を活性化し、また親委員会と専門調査会の意思疎通がより円滑に進むよう、親委員会として委員同士で話し合った結果、常勤の委員が担当の専門調査会を持つことになりました。

私がプリオン専門調査会の担当となりますが、サポート役としてこの専門調査会に参加し、座長を始め専門委員の皆様方にいろいろな御相談に乗っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

小泉委員 担当となりました、小泉です。よろしくお願いいたします。

吉川座長 よろしく申し上げます。

審議に入る前に、事務局から資料の確認をお願いします。

中山評価調整官 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は合計28点となっております。

まず議事次第がございまして、その次に座席表がございます。

資料1「米国における対日輸出施設現地調査のフォローアップ調査の結果について」。これが1～7ページまでございます。

資料2 - 1と2 - 2が一番最後にA3横で資料として付いているかと思います。今、先生方は多分御覧になられていると思います。

資料2 - 1「日本向け牛肉輸出国のリスク評価項目毎の情報収集状況（暫定版）」。

れが4ページまでございます。

資料2-2「日本向け牛肉輸出国のリスク評価項目毎の情報（暫定版）」。こちらが2ページまでございます。

資料2-3「EUにおけるBSE関係輸入条件」。これは1枚紙となっております。

資料2-4「EU規則に規定されているBSEステータスの分類と輸入条件」。こちらは4ページまでとなっております。

資料2-5「OIEコードに規定されているBSEリスク・ステータスの分類と輸入条件」。1枚紙でございます。

資料2-6「日本向け輸出牛肉等に係る輸入条件について（BSE関連のみ抜粋）」。こちらが3ページまでとなっております。

資料3がUSDAの報告提出資料で、5ページまででございます。

資料4-1「進行中の牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスプラン（概要）」。これが5ページまでです。

資料4-2「米国におけるBSE有病率推計（概要）」。1枚紙でございます。

資料4-3「米国における牛海綿状脳症（BSE）有病率の推定に関するピアレビュー（要約）」。これも1枚紙となっております。

資料4-4「進行中のBSEサーベイランスのサンプル規模の評価（概要）」。これが3ページまでとなっております。

資料4-5「米国で進行中の牛海綿状脳症サーベイランスプランの評価のためのピアレビュー（概要）」。これも1枚紙です。

資料4-6「米国農務省が発表したBSEサーベイランスに係る報告書に対する専門委員等からのコメント（未定稿）」。これも1枚紙となっております。

参考資料1-1以降、米国のサーベイランスに関する報告書の原文と仮訳を参考資料として準備させていただいております。

参考資料1-1～参考資料7-2までございます。この参考資料につきましては、分量が多いため、本日は傍聴の方にはお配りしておりませんが、事務局にて閲覧可能となっております。後日食品安全委員会のホームページ上で御覧いただけるよう準備を進めておりますので、御了承いただけますようお願いいたします。

机の上にファイルが4冊あると思えますけれども、これはこれまで配付させていただきました資料をこちらのファイルにとじさせていただいております。適宜御覧いただけますようお願いいたします。

資料の不足等がございましたら、挙手していただければと思いますが、いかがでしょうか。

吉川座長 お手元に資料はございますか。

それでは、議事に入らせていただきますけれども、今、紹介のあったように、最初に米国施設のフォローアップの報告をいただいた上で、今日のメインテーマになる自ら評価に関する審議をしたいと思います。その後でサーベイランスの問題とA40の問題について、できれば30分くらいの時間を取って審議をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議題1「米国における対日輸出施設現地調査のフォローアップ調査の結果について」。

厚生労働省及び農林水産省から御報告していただきたいと思います。

梅田課長補佐 それでは、簡単に御紹介させていただきます。

8月7日～12日にかけて、米国の対日輸出施設の現地調査が行われてございまして、その概要について御報告いただくことになっております。

この件につきましては、既に8月24日の第156回食品安全委員会会合において御報告をいただいております。その際にプリオン専門調査会の専門委員に關係資料についてはお配りするよう御指示があったものですから、關係資料については既にお配りしているところでございます。

本日は説明者といたしまして、厚生労働省から桑崎監視安全課長、並びに蟹江BSE専門官。農林水産省から姫田動物衛生課長にお越しいただいております。よろしくお願いたします。

桑崎監視安全課長 厚生労働省の監視安全課長の桑崎でございます。

資料1に基づきまして「米国における対日輸出施設現地調査のフォローアップ調査の結果について」の御報告を申し上げます。

農林水産省の姫田課長がいらしていますが、まとめて私の方から概略の報告をさせていただきます。

米国におきます対日輸出施設の現地調査の結果につきましては、8月10日に、本専門調査会で報告をさせていただきました。当該調査におきまして、問題が確認された2つの施設について、このたびフォローアップ調査を実施いたしましたので、御報告を申し上げます。

対象になりました1つは、前回は御説明申し上げましたが、企業合併に伴うマニュアルが未整備であったという施設。したがって、当初の対日輸出リストには載せないという扱いをした施設です。

もう一つでございますが、昨年 12 月 12 日に輸入を再開した段階で、この施設については 12 月 13 日に対日輸出施設の認定を取得しているわけですが、それ以前にと殺した牛の肉の一部が誤って日本に輸出されたことがわかりました。

輸出条件、すなわち 20 か月齢以下、更には S R M 除去は守られていたわけですが、手続上の問題点があったということで、アメリカ農務省の担当官が当該施設に一定期間常駐するという条件付きで、7 月 27 日の対日輸出施設リストに掲載をしたところでございます。この 2 つの施設について、フォローアップ調査を実施いたしました。

資料 1 「1 . 調査日程等」を御覧いただくといいと思いますが、期間は 8 月 7 日～12 日の 1 週間でございます。

調査施設は 2 か所ということで、ナショナル・ビーフがマニュアルが未整備だったところ。アメリカン・フーズが認定前に輸出をしたところでございます。

実施者は厚生労働省、農林水産省の担当官をそれぞれ 1 名ずつ派遣してございます。

「2 . 調査結果」の(1)に記載をしてございますが、8 月 10 日に調査を実施いたしました。その際にはマニュアルの整備がなされていることを確認いたしましたし、内容面におきましても特段の指摘事項はございませんでした。

「一方」というところがございます。当該施設におきましては、対日輸出処理に当たり、A 40 による月齢確認を行う際の舌の保管方法を従来国内向けの方法から変更していたというのが現地調査でわかりました。従来は枝肉と舌とをそれぞれ合札を付けて管理していたということですが、このたび枝肉に舌をくっ付けて、それで同一性を確保する方法に変更しておりました。

アメリカでは、H A C C P が義務づけられておりますので、その変更工程が H A C C P プランに反映されているかどうかを確認いたしました。反映されていないことがわかりましたので、反映するように指摘をいたしました。それにつきましては 14 日までに同プランを修正した旨、アメリカ側から報告があり、日本側においても内容確認をしたということでございます。

アメリカン・フーズの件でございます。先ほど御説明を申し上げましたとおり、アメリカの農務省担当職員が一定期間駐在して監視をするということで、当該施設につきましては 7 月 28 日以降、米国 A M S 職員が駐在をし、毎日異なる時間帯に現場におきまして、S R M 除去の手法でありますとか 30 か月齢以上のと体の区分管理の方法、A 40 格づけの方法等についてモニタリング調査を行っておりました。

ただ、日本向けの処理をまだやっていないということで、日本向け特有の処理について

は担当者の理解度を現場でインタビューにて確認をさせていただきました。特段の不都合は認められていないということでございます。

再発防止策でございますが、当該施設では申請時に営業部門のみならず、品質管理部門もと畜日をチェックする体制を取ったということでございますし、更にF S I Sでは衛生証明書の発行時にと畜日を検証するという事で体制を強化したことも確認をしてございます。

資料では「3. 今後の対応」になっておりますが、本件については8月15日に既に公表したところでございます。

ナショナル・ビーフにつきましては、適切な品質管理マニュアル整備、更にはH A C C Pプランの是正が確認をされたため、対日輸出施設認定リストへの掲載を認めるということで、その旨を米国側に既に通知をしております。

アメリカン・フーズにつきましては、当該施設における是正措置は適切に行われており、かつこれまでA M S職員による監視または評価は適切に行われたと認められるということで、この時点では引き続きA M S職員による監視及び評価の状況等について、米国側に報告を受けることにするとなっておりますが、米国側から9月15日に監視の状況について、特に問題がないという報告を受けているところでございます。

次ページ以降は前回は御説明申し上げましたが、実際の現場検査に当たってのチェックリストでございます。

7ページ目に「H A C C Pプログラムの整備状況及びその実施状況」の「危害分析」の上から3つ目にチェックが入っているということで、これに基づいて是正を指導し確認をしたということでございます。

以上、簡単ですが、報告を申し上げます。

吉川座長 どうもありがとうございました。ただいまの説明及び資料内容について、御意見、御質問はございますか。

枝肉と舌を一括して動かす格好に変えたということで、それはそれでわかるんだけど、実際の工程を考えると、米国でも枝肉に分ける前には、頭部は最初に外してしまうわけですね。そうすると結局その段階では、頭部と枝肉にはそれぞれタグを付けておいて、それを別々に管理しないで、枝肉になったところでもう一回頭部から舌を取って一括して、その後のラインに乗せるということなんですか。

蟹江B S E対策専門官 頭部を除去する工程は同じでございますが、そこから舌の部分を外します。頭部や舌の部分は、通常は合札で管理されております。私も直接見たわけで

はなく、聞いたことで御説明いたします。

舌の部分を外しますと、頭部と舌と枝肉の部分は合札でリンクされていますので、その舌をフックで枝肉の内側にかけて同一性を確保して、最終的に冷蔵庫まで行く。A40の判定をした段階でA40以下であれば、その舌をパッキングする。そのほかは国内向けなど、日本向けではないものに流通というように聞いております。

吉川座長 それぞれのタグを付けておかないで、頭部を取って舌を回収して、片方で内臓を取って枝肉にして、そこでもう一回合体させて、そのまま移動する方がミスが少ないということなんですか。何かが便利なんですか。

蟹江BSE対策専門官 どうもその施設では、A40以下に判定される牛の数が恐らくほかの施設よりも多くて、その管理の方がしやすいという判断だと思われそうです。

吉川座長 わかりました。ほかに何か御質問はございますか。いいですか。

それでは、今後とも輸出プログラムの遵守状況と管理状況について、適宜御報告をしていただきたいと思います。

米国のフォローアップの報告は以上にして、次の議題「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価」について審議をしたいと思っております。

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について、前回の専門調査会で事務局の方から資料を出してもらいました。今回はそれに追加の資料を出してもらっているわけですが、関係資料をどう整理していくか、評価をどう進めていくか、どういう戦略でやるのかといった辺りです。

何回も言いますがけれども、前からやられてきた委員におかれては、各項で不確定要素が高いという予想もあるわけで、どういう項目をどう取り上げて評価していくかという辺りから、準備段階ではあるけれども、検討を進めていこうと話し合いになったと記憶をしております。

今回は先ほど紹介しましたように、山内前プリオン専門委員を専門参考人として招聘させていただきましたので、後ほど適宜コメントをいただければと思っております。

最初に食品安全委員会プリオン専門調査会における審議の概要及び本日の配付資料について、事務局の方から詳細の説明をお願いしたいと思います。

梅田課長補佐 それでは、御説明をさせていただきます。資料2-1及び2-2を御覧ください。

今、座長の方から御紹介がございましたように、前回8月10日の第37回調査会におきまして、事務局から資料の説明の後に御議論をいただいて、前回提出された資料あるいは

今後新たに提出される資料を基に検討を行っていくとされたわけでございます。

具体的に資料に関係いたしまして、委員の方からは、もう少し新しい情報を収集したものが見たいということ、あるいはどういう戦略で行くのか、今、座長から御説明がございましたように、不安要素も含めて、どういう項目をどう取り上げていくのかという辺りから、準備段階での検討を進めていくということがございました。

今回はそれを踏まえて、資料を用意させていただいております。資料2 - 1、2 - 2で、これまでに手元にある資料の収集状況を御覧いただくために用意させていただいておりますので、若干その内容について御説明させていただきます。

まず資料2 - 1を御覧ください。これはタイトルを御覧いただきますと「日本向け牛肉輸出国のリスク評価項目毎の情報収集状況（暫定版）」となっております。これまで見てまいりましたような国、日本に輸出をしている実績のある国につきまして、横表に並べたものでございます。

まず脚注を御覧いただくと書いてございますけれども、この資料の位置づけでございますが、現在までに得られている情報を基に整理したものであって、内容についてはその信頼性も含めて更に精査が必要である、その他の情報についても、ここで挙げた情報がすべてということではなく、現在得られている情報を基に整理していますので、今後についても更に情報収集を行って、適宜追加していきたいというものとして御覧いただければと思います。

脚注の次の「小項目」についてです。日本、米国・カナダの評価書の項目（網かけ）となっております。網かけはちょっと薄くなってしまったんですけども、網かけになった部分とそうでない部分とに分かれます。

例えば中項目の「侵入リスク」の右側に小項目が7項目ございますけれども、そのうちの上から3項目が網かけになってございます。その網かけの項目は米国・カナダの評価書の項目に従って整理してございます。網かけ以外のところについては、E F S AのG B RであるとかO I Eの評価の項目を加えて整理してございます。

脚注の3番目「暴露・増幅リスク」に書いてございますけれども、米国・カナダについては、これ以外に評価の際にやったように「伝達性ミンク脳症」あるいは「シカの慢性消耗病」についても記述があったということで、この点についても考慮して評価を行ったということがございます。

表の中の数字ですけれども「各国ごとの資料番号（タイトルは次頁以降参照）」と書いてありますけれども、各国ごとに番号を振ってございまして、今、手元に収集している情

報の各項目について、次ページ以降にタイトルを並べてございます。こういった資料が手元にあるということで御理解ください。

カナダ等における表記「米（番号）」ということで、例えばカナダのところの上から網かけになっている4番目にG B R、その下に「米2」と書いています。これはここに書いてございますように、米国の資料番号と同じ資料をカナダでも用いていることを表すということでございます。

「G B R」と表記してございますけれども、これはG B Rの評価項目でございまして、関連情報としてG B Rのレポート、特にワーキンググループの報告書が手元にあることを示しているわけです。

「家畜衛生条件」という表記がございましてけれども、日本が当該国からの牛肉等の輸入に対して求めている輸入条件で、これは後ほど資料2 - 6にも家畜衛生条件がございましてけれども、ここにもそれに整合性を取る形で表記をしていることになっております。

この2 - 1を御覧いただいて、これまでやってまいりました米国・カナダの評価項目に沿って、あるいはプラスG B RなりO I Eの項目、ステータス評価の際に考慮されている項目を整理しますと、限られた情報ではございますけれども、今、手元にはこういった辺りの情報についてはあるということで用意させていただいております。そのように御覧いただければと思います。

資料2 - 2ですが、それらの内容につきまして、こういった内容が主に書かれているかを比較しやすいように一覧表としてまとめたものでございます。

したがって、各項目に詳細な情報があるわけでありましてけれども、こういう形で一覧表にしておりますので、その内容についてはこれが十分反映されているとは言い切れない部分もありますので、適宜その原文に立ち戻って確認をいただくことが必要になるかもしれません。

資料2 - 2の脚注に書いてございますように、同じようにお断り書きをさせていただいております。これについても暫定版ということで、今、申し上げたようなことで御理解いただければと思います。脚注の項目については、先ほどと同じです。

脚注の2でありますけれども、特に「生体牛の輸入」に2と書いてあります。また「肉骨粉の輸入（トン）」にも同じく2と振っています。これについては上段に特に数字が並べてありますけれども、これがG B Rの情報だということは先ほど資料2 - 1で御理解いただけるかと思っております。

その中で、上段についてはC D (Country Dossier) で、G B Rを評価するに当たって、

各国からその情報について調査票を出して入手しているわけですが、その情報が上段に書いてあります。

下段はそれ以外の情報源によるということで、米国・カナダのときに評価をした際にも同じようにEU独自の情報を基にそれぞれの情報を突合して、その信頼性を見ていたということはございますけれども、そういう整理をさせていただいているということであります。

「暴露・増幅リスク」については先ほどと同じであります。

小項目の中で何箇所か「家畜衛生条件等」という形で4を振っております。その説明書きとしまして、ここに挙げている家畜衛生条件は特に個別に取り上げておりますけれども、これ以外にそこに書いてございますように、すべての国に対して以下の要件を求めているということで、1つはこれ以外の家畜衛生条件として、対日輸出施設そのもの、日本向け牛肉等が由来する牛、どういう牛に由来する牛肉でなければいけないかといったこと、あるいはと畜用畜に対する要件。そういった要件が国によって若干異なることがございますけれども、求められているわけです。

そのほか、家畜衛生条件ではありませんが、そこに書いてありますような、食品に対してSRMの輸入自粛を指導しているということ。牛肉等について輸出国の発行する検査証明書などにより家畜の伝染病の病原体を広げるおそれがないと認められることが確認されなければいけないということ。飼料・肥料用について、食品と同じようにSRMの輸入自粛を指導ということ。あるいは飼料・肥料に供される動物性加工タンパクの輸入停止といったことも要件として求められていることをここに書いてございます。

また、米国・カナダにつきましては御承知のとおり、対日輸出プログラムがございまして、20か月以下の牛に由来する牛肉であるとか、あるいはSRMを除去すること等が求められていることとございます。

特にこの内容については、個々に御質問等がございましたら、お答えさせていただくということで、資料2-1の各情報から主なものをピックアップして、ここに整理させていただいたということとございます。

この後、資料2-3～2-6がございまして、一度この辺りで自ら評価に関して御審議いただいた後、また残りの資料説明をさせていただければと思っております。

以上でございます。

吉川座長 どうもありがとうございました。資料2-1と2-2ですが、基本的には各項目について、2-1はデータがあるかないかというものの概要版みたいなもので、2-

2はその項目のわかっている具体的な内容の一部の主要な点を書き込んであると理解しました。これは現在、日本向けに輸出している国を対象にしたリストということですね。

梅田課長補佐　そうです。

吉川座長　一つ確かめておきたいんですけども、米国・カナダを除けば、それ以外の国は今のところBSE牛は検出されていないということですか。

梅田課長補佐　そういうことになります。

吉川座長　2-1を概要版と呼ばせてもらいますけれども、概要版を見ると、中国を除けば、一応日本に輸出している国については、EFSAのGBRが既に1回分析をしていることですね。

梅田課長補佐　そうです。したがって、それに関係する資料は少なくともあるということと言えるかと思います。

吉川座長　それがGBRと書いてある色の付いてあるところで、ヨーロッパの科学委員会がそれぞれの申請のあった国のBSEリスクのステータスの評価をするために、定量的あるいは定性的なデータをもらって分析したときのデータがあるという点から考えると、中国を除けば、色の付いた部分に関してはデータが入手可能と考えていいということですね。

梅田課長補佐　はい。

吉川座長　小項目で白く抜かれているところは、今のところはデータがないということですか。

梅田課長補佐　本当はあるのかもしれませんが、今のところデータが手元にない状況にあるということでございます。

吉川座長　小項目の中で網かけという格好で付いているものについては、前回、米国・カナダの評価をしたときに管理側を含めて資料を求めて埋めたところで、GBRで要求して、米国・カナダのときにそれを使ってやった部分もありますし、後で出てくるOIEあるいはEUの小項目の中で、特に米国・カナダのときに評価対象の項目としてデータを求めなかった部分は、小項目そのものの項目が白になっていると理解すればいいですか。

梅田課長補佐　そうですね。ただ、例えば「侵入リスク」を見ていただきますと、御承知のように米国・カナダで生体牛、肉骨粉、動物性油脂について、その輸入の実態等を見ていったわけでありましてけれども、それから下の4つの項目についてはOIEなり、これはGBR。

吉川座長　OIEにもサーベイランスの項目として書いてあると思います。

梅田課長補佐　そうですね。OIEの項目になりますけれども、特に項目の立て方が違うものですので、そういう点で全く検討がされなかったかといいますと、それぞれのOIEのこれらの項目が、そういう意味では上の生体牛なり肉骨粉に該当しないほかのものを幅広く見るという点も考慮されているかと思います。そういった点を含めて書いてあるわけですが、その点については米国・カナダでは特にリスクとして見なかったということで、その違いがあるかと思っております。

吉川座長　そういう理解で正しいと思います。生体牛、肉骨粉、動物性油脂は侵入リスクの評価項目としては国際的にかなりウェイトを持って評価をしているので、それ以外にもについては、米国・カナダのときには、特にそれぞれの項目として定量的に数字を出して評価することはしなかったというのが、このカラムの白い意味になっていると思います。

現状はそういうことで、日本に輸出している国の中で事務局として収集できているものが色の付いている部分で、前回どこまでわかっているかを不確定要素も含めて知らせてくれというのに対して、とりあえず日本を中心に考えたときの分析に現時点で用いることのできるデータという格好で一覧表をつくってくれたわけです。

かなりはっきりはしていると思うんです。前回、どこまでわかっているのか、あるいはどこがデータとして不足しているのかを少しはっきりさせてから議論を進めようではないかということだったんですけれども、これを見た上で、どなたか御意見はございますか。

結構複雑で膨大な情報にはなっているんですけれども、この表を見て、このところは意味がわからないというのがあれば、先にそちらの方について議論したいと思うんですけれども、いいですか。

では、特に大項目、中項目、小項目と分かれていますけれども、輸入食品として考えたときに、背景のリスクとして生体牛がどの程度汚染され、それに対してそれぞれの国がどのような封じ込め施策を取って、どういうコンプライアンス状況か。また、それは科学的な根拠としてサーベイランスでどの程度保証されているのかといったような評価。

続いて、それがと畜場に来た後の処理プロセスを含めて、どういうリスクがあるかという格好で、国内見直し以降、米国・カナダも含めて、こういった項目で評価をしてきたという今まで経緯を含め、それと既にヨーロッパでやられたEFSAのGBRのリスクのステータス評価、OIEでの項目を加味して項目立てをして、先ほど言ったような色分けでどこが埋まっていて、どこが埋まっていないかを日本に輸出している国についてまとめられたものですが、どうでしょうか。

梅田課長補佐 それでは、若干誤解があるといけませんので、説明の方をさせていただければと思います。

資料 2 - 2 を御覧いただければと思います。先ほども「侵入リスク」の網かけの 3 項目について、特に米国・カナダについては生体牛、肉骨粉、動物性油脂の 3 つについて具体的に見ていったということを申し上げましたけれども、G B R においては、そのうちの動物性油脂については白抜きになっていますように評価の項目としては挙げてございません。以前、科学委員会でステータス評価をしていたころには、この評価項目があったようですけれども、E F S A に改正された後の評価項目としては挙げていないということで白抜きにしております。

したがって、米国・カナダについては当時議論をしましたように、当時もこれについては特別に G B R による情報ではなくて、リスク管理機関を通じて各国に問い合わせた結果、米国については欧州から総量で約 643 トンの輸入があり、カナダについても欧州から 100 トン未満の実績があったということを確認したのは御承知のとおりかと思います。

「侵入リスク」の一番下に書いてございますように「上記物品の処分に対する疫学的調査結果」で、この項目について一律に「（輸入後の追跡調査について記述）」と書いてございます。

ここで意味しているのは、米国・カナダの際にも行いましたように、G B R の中でもそのままの統計上の数が出ていて、それを基に輸入リスクとして考えるかどうかについては、最終的にどのような処分が行われたかといったことを考慮した上で、そのうちの幾つをリスクとして考慮したかということをございましたので、そういう意味において、輸入後の追跡調査を行っていることをここで表しているものでございます。

「暴露・増幅リスク」であります。「飼料規制」として「（反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与と禁止）」で整理させていただいております。

上段に「国内措置」ということで、オーストラリアを見ていただきますと「1997 年 10 月～」と表記されております。これは内容としては小項目の括弧書きにございますように、反すう動物から反すう動物への給与を禁止したのがこの年であることを表してありますので、ニュージーランド、メキシコ以下についても同じように見ていただければと思います。

加えて 2001 年にオーストラリアで言えば「脊椎動物由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止」が行われたと見ていただければと思います。

「家畜衛生条件等」については先ほど申し上げたとおりで、特に日本が国に対して求めている条件として書いてございます。

ここで1点訂正をさせていただければと思います。資料2 - 6と連動しているので、資料2 - 6を御覧いただければと思います。そこに家畜衛生条件として整理してございますけれども、これも誤解があるといけませんので、説明させていただきます。

メキシコを見ていただきますと「SRM除去」のところに、頭部、脊髄云々と書いてありまして、脊柱何々を含まないとなってございますが、これは輸入されるものの中にはこういったものを含まないという意味でありますので、と畜場での解体処理の際にこういったものについて、SRM除去を義務づけているということではございません。輸入されてくるものについては、こういったものは含まないと御理解いただければと思います。

チリのところでありますけれども、規定上こういう記載があったんですが、実行上は規定が運用されていないことがわかりましたので、実質的にはチリの場合は衛生条件は白抜きになるということで、このところは削除していただければと思います。

したがいまして、資料2 - 2に戻っていただきますと、チリについては「家畜衛生条件等」は白抜きになるということで訂正させていただければと思います。

甲斐専門委員 済みません。もう一回。

梅田課長補佐 資料2 - 2の「暴露・増幅リスク」の「飼料規制」のところに「家畜衛生条件等」と書いておりますけれども、チリのところで「反すう動物から生産された肉骨粉の反すう動物への給与の禁止が実施された後に生まれたものであること、または反すう動物の肉骨粉が給与されなかったこと」と書いていますが、これは削除であります。

チリについてはSRM除去だけではなくて、家畜衛生条件として整理しております飼料規制、SRM除去、サーベイランスについて、実質的には適用されないということですので、削除していただきたいと思います。

吉川座長 飼料規制に関しては、前回評価したときは、それぞれの国の中で経時的にBSEの蔓延防止策として、どういう施策が取られてきたかという項目で評価していったわけですし、米国・カナダの場合は、そのコンプライアンスを含めて議論を進めたわけですが、この家畜衛生条件というのはその国の取られた施策の条件ではなくて、日本に輸出するときの条件ですね。

梅田課長補佐 はい。

吉川座長 単純に考えるならば、米国・カナダの場合は、EVプログラムがこれに相当するということですね。

梅田課長補佐 そうです。

吉川座長 だから、国内措置というのは、それぞれの国の国内対応措置であって、この

カラムを2つに分けた下段の方は、日本に輸出するとき日本側が相手国に要求している家畜衛生条件である。だから、国内で取られている対応ではなくて、ものによっては上乘せ条件のようなものを書き込んであるという理解でいいですか。

梅田課長補佐　そうです。資料2-2に戻っていただきまして「暴露・増幅リスク」の次に「遵守状況と交差汚染の可能性」ということで、御承知のように米国・カナダの場合ですと、検証状況等でのコンプライアンスの問題について、限られた情報ではごさいましたけれども、確認していったということがございまして。

同じように、これも基本的にはG B Rの中の記載事項をここの中に並べてごさいます。混合工場というのは、括弧に書いてごさいますように、牛用と他の家畜用の両方を生産している飼料工場があるという意味でごさいます。

定期的な査察等を行っているかということも、それに関連した記述をそれぞれの国について書いてごさいます。

その次のカラムで「特定危険部位（SRM）の利用」でレンダリングがされているかどうかといったことについて整理しています。「レンダリング実施」という記述はそのとおりやっていると。その下に書いてごさいますように、オーストラリアで言えば「SRM、死廃牛もレンダリングされる」、これもG B Rの中のレポートの記述として書いてあったものをここに転記しているわけです。

ニュージーランドはオーストラリアと同じような実態がある。

例えばメキシコやチリの場合ですと、レンダリングは実施されているけれども、SRMや死廃牛についてレンダリングはされない場合は、このような書き方にしてごさいます。

「サーベイランスによる検証」ですけれども、3つに分けてごさいます。国内措置として、まずはパッシブサーベイから始められることもごさいますので、パッシブサーベイが何年ごろから始まっているのか。あるいはその次のカラムで、アクティブサーベイがいつごろから始まっているのかということを上の2つのカラムで整理しております。

「家畜衛生条件等」は先ほどと同じように整理しております。

「母集団の構造」ですが、これも基本的にはG B Rの情報を整理しております。それぞれこういう状況があるということでごさいます。

「サンプリング」「採材」「一次検査」「確認検査」「判定のための専門家会議」ということで、いずれも米国・カナダで行った項目でありますけれども、特に細かい内容についての記述は省略させていただいております。これまでに得られている情報で、この部分についてはあるということ括弧書きで、オーストラリアであれば、採材方法あるいは確

認検査として、どのような方法が取られているかが情報としてあることをお示したものであります。

2 ページです。牛肉の汚染率、汚染量の関係でありますけれども、米国・カナダ以外の国として、特にオーストラリア、ニュージーランドでトレーサビリティの状況がございますので、それを整理しているということでもあります。

そのほかの国については、特に情報としてはありませんので、実態としては恐らくトレーサビリティそのものがないということなのかもしれませんけれども、明確ではございませんので、一応この中では空欄にさせていただきます。

「と畜頭数」について、米国・カナダで特に見ていた状況を書いてございます。

「と畜処理の各プロセス」についても同様に見ていってございます。特にSRMの除去でございますけれども、これもやはり「国内措置」と「家畜衛生条件等」に分けてございます。

「国内措置」でオーストラリアを見ていただきますと「オーストラリアではと畜場における脊髄除去に関する規制要件は存在しないが、実際には除去が行われているのが普通」ということも情報としてございますので、そのように書かせていただいております。

先ほど申し上げましたが、チリの「家畜衛生条件等」については削除いただければと思います。

「食肉等のリスク」で「BSEプリオンの生体内分布」。これは米国・カナダで一般的な科学的知見として、プリオンの体内分布について引用してございましたので、その点は各国についても同じく引用できるということで、括弧書きでありますけれども、このように整理させていただきます。

「食肉及び先進的機械回収肉」で、その規定がどうなっているかを書いてございます。特にメキシコについては使用禁止規定はないということですが、対米輸出の施設においては禁止されていることも情報としてございますので、そのように書いております。

「関係者を対象とした周知プログラム」「認定機関での検査実施」について項目を立ててございますが、これはOIEなりGBRでの項目であります。

これについては米国・カナダで評価を行った項目を踏まえて考えてみますと、サーベイランスプログラムにおいて、特に高リスク牛の適切なサーベイについての周知プログラム、農家に対する周知プログラムであったり、あるいはと畜全検査における周知徹底を図るためのFSIS職員に対する周知徹底を行った通知等、そういったことも含めてサーベイランスプログラムとしてあるということで、このように書かせていただいております。

また、検査実施につきましては、米国・カナダで見てきましたように、検査が実際にどのような施設で行われているかを見ていった情報がございますので、それをここに整理してございます。

以上、補足の説明をさせていただきました。

吉川座長 ありがとうございます。大分詳しい説明で、書かれている意味は理解されたと思います。いかんせん前回やった米国・カナダのカラムと比べてみると、空白部分が多いのは否めないことは事実ですけれども、とりあえず準備期間として議論を進めようということやってきていますので、事務局の現時点の収集はここまでということですか。

今後集まらないと言っているわけではないので、今、手持ちのデータとしてはここを埋めることができるということですが、どなたか御意見はございますか。

小野寺専門委員 スウェーデンかノルウェーのどちらかで、たしか非定型のBSEが出ていたと思うんです。

吉川座長 北欧で出ましたね。

小野寺専門委員 私の記憶が正しければ、スウェーデンだったと思います。この前もイギリスのOIEの会議で言っていました。

吉川座長 ちょっと確かめておいてくれませんか。北欧で1か国、陽性の国が出たと思います。小野寺専門委員の記憶ではスウェーデンということで、スウェーデンであれば、このリストでは日本は輸入していないので、とりあえずこのカラムそのものには影響ないと思うんですけれども、ノルウェーだとそのルールが違うということになるので、事務局で確かめてみてくれませんか。

梅田課長補佐 はい。この表とは別になるかもしれませんが、事実関係は確認してみたいと思います。

吉川座長 どうぞ。

山内専門参考人 感想をまず言わせていただきたいです。この表は非常によくまとめられたものだと思います。これは大変な作業だったと思いますし、現在、少なくともGBRという分類と日本でやった調査の結果を全部ひっくるめたものがあると、これからの作業が大変しやすいと思いました。

これを見て、さっきから座長も言っていることですが、白いところがいっぱいあるということ。これは当然EUのGBRが生体牛の汚染のところを基にしてやっていたわけで、そのときに例えば侵入リスクと言ったときには、生体牛の輸入と肉骨粉の輸入の2つ。要するにBSEは牛もしくは肉骨粉から入ってくるのであるという前提が置かれたわけです。

から、当然こういう格好になるのはやむを得ないだろうと思うんです。

でも、EU自身がモデルをつくるのに専門家が1年近くかけてつくって、それを実際に何年も運用してきている結果があるわけですから、まず生体牛に関しては、日本に輸入している15か国といったところがGBRでどういう評価をされているかの整理を一応して、その上で我々が調査会でもっと細かい条件を加味した形での汚染の程度を評価していますから、修正すべき点は修正するという形で、生体牛の方はある程度整理ができるのではないかと思います。

ただ、問題は次に食肉の方の汚染なんですけれども、これはEUもやっていない。このプリオン専門調査会で初めて取り組んだ内容になっているわけですので、そこをどうやっていくかはかなり議論をしなければいけないのではないだろうか。

そのときに生体牛の方はカテゴリー分類もある程度可能だと思うんですけれども、同じようなカテゴリー分類でやるのか、個別に抽象的な判断を下していくのか。これからいろいろ議論をした方がいいのではないかと思います。

少なくともこれだけの資料を出していただくと、作業としてはかなりやりやすくなったのではないかと思います。

吉川座長 ありがとうございます。私もなかなかこういう一覧表で見たことがないので、これは大変な作業だったろうと思います。

今、言われたように、これまでの評価の中でも前半部分に関しては、GBRを含めてかなり精査されたデータがあって、我々もそれを利用する形でやってきました。最大に悩んだのは、言われたとおり、と畜場以下の部分のリスクをどう評価するかという形で、国内及び米国・カナダをやってきたんです。

今までの経験とすれば、我々にはそれしかなくて、多分データとして分析をもし進めるとして、それぞれの国に問い合わせたとしても、恐らく定性的なデータを得るのが基本になって、定量的にコンプライアンスを含めて、事実上のデータを出すのは結構難しいだろうという気はしますけれども、米国・カナダに準ずるレベルのSSOPとかHACCPとかあれば、データを問い合わせることは可能かと思います。

山内専門参考人 追加ですけれども、定量的リスクと定性的リスクといった場合に、生体牛の汚染ですが、GBRの場合には侵入リスクは定量的にやっっていながら、あとは増幅の方は全部定性的にやって、総合判断も定性的にやっている。これは恐らくやむを得ないんだろうと思うんです。

もう一方で食肉の汚染のところ。これはEUはやっていなかったんですが、イギリスだ

けはやったんです。イギリスは定量的なリスク評価をやって、この間の6月のOIE、VLAのシンポジウムでも、定量的リスクが食肉にどれくらいの感染価が入っていったか、それを年次別というか、対策を講じた後でどう変わっていったかというような数量としての検討は行っています。

ただ、そういうやり方が果たしてできるかという、もともと非常に汚染が低いところでそういう作業は極めて難しいんだらうと思いますが、食肉に関しては一応そういう定量的な評価は、少なくともイギリスについては行われていることだけ付け足しておきます。

吉川座長 ほかにございませんか。どうぞ。

永田専門委員 内容に関する質問ですが「サーベイランスによる検証」の部分で、パッシブ、アクティブでサーベイランスが実施されているかどうかという項目だと思うんですが、サンプリングについての詳細は別として、サーベイランスが何頭されているかという値はわかるのでしょうか。

前にいただいた中国の書類などですと、サーベイランスがやられていることは確かだけれども、全体に何頭をやられているかはわかりにくかったです。

梅田課長補佐 中国は別にしまして、GBRで行われている国におきましては、ある程度、頭数もわかるかと思います。また、EUの国については、EUのこれまでのサーベイから詳細な報告が出ていますので、わかるかと思います。ただ、そういう意味では、EUの国はありません。

永田専門委員 では、ここの表ですと、さっきのスウェーデンは抜きにして、中国以外は今のところ、何頭やって結局ゼロというサーベイランスの結果が出ているということですね。

梅田課長補佐 GBRのレポートには、詳細に書いていないものなどが多いんですけども、国によっては若干今までのデータが数字で載っているものもあります。そこは改めて確認をする必要があるかもしれません。

吉川座長 そうですね。私の記憶でも、南米6か国についての2003年と2005年の評価のときに、それぞれどの程度のサーベイランス対象で出なかったというデータが付いていた記憶はありますけれども、コスタリカとかニカラグアは私も聞いたことがないですけれども、アルゼンチンとかブラジルとかあの辺はあったように記憶をしています。

GBRに申し込んだときには、そのサーベイランスデータがあれば評価する方に全部送るように言われているので、その評価対象になったところは自分のところのサーベイランスをどういう方法でどのくらいやったというデータは向こうに送られていると理解をして

いるんですけれども、それでいいんですね。

梅田課長補佐 そうですね。ただ、G B Rの具体的なレポートの中でも、どういう数字を基にその評価をしたかということまでは、詳しく出ていないことが多いので、おっしゃられたように従来の評価をするに当たっては、各国で行われている数字なりは提出されているかと思えますけれども、それを我が国が知り得るといのはなかなかありませんので、そういう意味では先ほど申し上げたように、改めて調査する必要があるかもしれません。

永田専門委員 ありがとうございます。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 資料2 - 1で「侵入リスク」「暴露・増幅リスク」「サーベイランスによる検証」と書いてあるんですけれども、恐らくE U辺りのG B Rで、大きく分けて侵入のリスク、暴露のリスク、国内対策になっているかと思うんです。

そうすると、必ずしもサーベイランスだけではなくて、国内対策にサーベイランスもありますけれども、関係者を対象とした周知プログラムとか認定機関での検査実施もあります。恐らくそこでかなり強調しておいたのは、と畜場でのS R Mを除去していたか、いなかったかが、かなりのウェイトをもって占めていたんです。ですから、S R M除去はかなり昔からよく言われていたことだろうと思います。

確かにトレーサビリティ、スタンニング、ピッシングがどうかは、E UのG B Rはあまり言っていなかったかなということはあると思います。そんなところで、S R Mは昔からかなり言われていたのではないかと思います。

吉川座長 どうぞ。

甲斐専門委員 教えていただきたいんです。資料2 - 2ですけれども、オーストラリアについて、例えば「S S O P、H A C C Pに基づく管理（遵守の検証）」が空白になっていますけれども、これも全部やっているのではないかと思うんです。日本もかなり輸入しているし、それはやっているのではないかと思います。

資料2 - 2の最初の表です。チリについて「特定危険部位（S R M）の利用（レンダリング）」ですが「レンダリングは実施、ただしS R M、死廃牛はレンダリングされない」ということなんですけれども、その死亡牛やS R Mはどういうふうに行っているのか。レンダリングしなければ、焼却しているのか。生のまま燃えないので埋却しているのか。

中国についても同じなんですけれども、中国のS R Mについてもレンダリングはされていないと推定されるんですけれども、S R Mや死廃牛はレンダリングしないとすると、ど

ういう方法があるのかが考えられるんです。

いずれにしても、大量に輸入している国については、ここでの信憑性といいますか、具体的にどうなっているかを少し精査する必要があるのではないかと思います。

吉川座長 そこは米国・カナダのときも途中で議論になって気が付いて、サーベイランスをやっていて、カテゴライズをやっているとすれば、臨床症状牛、異常死亡牛、健康と畜牛と3つに分かれるわけです。

それぞれについて死体あるいはSRMをレンダリングしているとしたら、フローチャートに書かれているかという辺りは、先ほど小野寺専門委員の言われたように、汚染防止という点で一番キーになるので、実際にどうやられているか。分析していくときには、それなりにもう少し具体的に調べるなり質問をしないといけないと思います。

オーストラリアやニュージーランドについては、SOPかHACCPはあるのではないかとのことですが、私もそう思うのでチェックをしてみてくださいませんか。

梅田課長補佐 わかりました。恐らくあるのかもしれませんが。繰り返しになりますけれども、これがすべてではありませんので、もう一度その辺りは調べたいと思います。

小野寺先生がおっしゃったように、これは各項目について重みづけを行っておりませんので、そういう意味においては、このうちのどの項目が重要かというのは御議論いただければと思います。

限られたスペースでこのような一覧表をつくるのには、なかなか無理もありまして、既にかなり小さな文字で皆さんに御迷惑をおかけてしていますが、各項目については先ほど申し上げたとおり、GBRであればレポートなりは今、入手されているものとしてございまして、それはそれぞれ原文に当たっていただくということになるかと思えます。

その中で言えば、チリ等で、死廃牛についてはレポートの中の記述を読めば、農場で埋められているか、あるいは焼却されていることが推測されるので、実態としてはレンダリングには回っていないだろうと推測されたものとしてこの中に記載されております。

以上ですけれども、資料の方は改めて収集して、整理できるところはしたいと思えます。

吉川座長 お願いします。どうぞ。

山内専門参考人 国によっては自分のところのリスク評価を行って、ちゃんとしたレポートを出しているところが幾つかあると思うんですが、私が持っているだけでも、たしかニュージーランド。それから、アルゼンチンはちょっと古いんですけども、大分早い時点でリスク評価をやってますし、そういった資料もみんな集めて参考にした方がいいし、あるかないかも一覧表の中に入れていただいた方がわかりいいのではないかと思います。

吉川座長 わかりました。日本を含めてE F S AのG B Rとは別途に、自国で自国の評価をした国々があったことについては私も記憶しています。カナダもそうでした。そのときに用いたデータは自国で集めたデータが公開されていると思うので、それも参考にした方が懸命かとも思います。

なかなか議論が先には行かないけれども、ここまで集めてもらったということと、先ほど途中で説明が止まりましたが、資料2 - 1、2 - 2は我が国に輸出する国々についての情報収集ですけれども、2 - 3以降はE Uを始めとして、O I Eの辺りの輸出入条件について、どんな考えで設定しているかという資料がまとめられているのと、日本に輸出している国について、G B Rがどんなステータス評価をしたかも含めてまとめられているようなので、その説明を受けた上で、もしもう少し議論をする必要があれば、議論したいと思います。

事務局の方、説明をお願いします。

梅田課長補佐 時間も押してきていますので、簡単に御説明をさせていただきます。

資料2 - 3を御覧ください。これは「E UにおけるB S E関係輸入条件」で、前回の資料におきまして、E Uでのステータス評価に関する資料をお付けしてございますけれども、特にE Uの各国において、それぞれのステータスによって輸入条件がどのように関係してくるか、義務づけられるかを見ていただくために用意させていただいております。したがって、前回の補足資料になろうかと思えます。

各G B R I ~ IVまでございまして、それに関わる輸入条件ということで、それぞれの条件がそこに書いてございます。該当する国がその下にございます。輸入実績がそのような状況になっているということもございまして。

資料2 - 4が「E U規則に規定されているB S Eステータスの分類と輸入条件」で、先ほど申し上げたとおり、輸入規則の中でまずステータスを決定する基準としてどういった項目が検討されているかについて、前回の資料の中にもございましたけれども、改めてここに整理してございます。

箇条書きになってございますけれども、ステータスの決定基準ということで1 ~ 5までございます。そのうちの1がいわゆるG B Rということで「1. 地理的B S Eリスク評価（G B R評価）の結果」になってございます。

先ほどから御議論がございまして、国外からの侵入リスクと国内での安定性の2つの要素で見えていっているということでありまして、細かい項目については先ほど来出ていますので、省略させていただきますが、こういった項目があるということでございます。

それに加えて「２．神経症状を示す牛の報告を促す教育プログラム」。先ほども少し触れておりますけれども、こういったプログラムがリスク牛をいかに摘発できるようになっているかで、プログラムが充実しているかといったこと。

「３．ＢＳＥ様症状牛の検査及び報告義務」はどのようなことになっているか。

「４．継続的サーベイランス・モニタリング・システム（記録保管７年以上）」がどのようなことになっているかといったこと。

「５．承認された研究所での検査の実施」についての要件。そういった要件を踏まえて、ステータスが決定されていることでございます。

それぞれの要件はそこの下の表に書いていますとおりでございます。

３ページ目に輸入条件ということで、カテゴリーと輸入条件の関係を説明する資料として用意したものであります。無条件物品がございます。それはステータスにかかわらず条件を課せずに市販されるべき物品ということで、の「生乳」からに挙がっているような項目について規定されている。

先ほどのカテゴリーごとに輸入条件がどうなっているかはその下にございますように、生態牛と生肉及び牛由来製品で、それぞれカテゴリー５まで次のページにわたって整理してございます。こういう規定がございます。

ただし、資料２－４の１ページに戻っていただきまして、タイトルの下に書いてございます規定でございますが、ＴＳＥに関するＥＵ規則に規定されてございますけれども、現時点ではＢＳＥステータス分類は行われていないということです。

というのも、資料２－２にございますように、ＯＩＥのステータス分類が今、行われようとしていることもございまして、ＥＵの中ではこのステータス分類については、規定があるものの実際に運用されていないということでございますので、その旨御理解いただければと思います。

資料２－５でございます。先ほど申し上げた「ＯＩＥコードに規定されているＢＳＥリスク・ステータスの分類と輸入条件」ということで、これも前回ＯＩＥの関係コードにつきましては資料としてお付けしてございますけれども、それを補足するものとして、実際にその規定上、ステータスと輸入条件がどういう関係になるかを補足で説明した資料になります。

箇条書きに書いてございますのがＢＳＥリスク・ステータスの決定基準で、それぞれＧＢＲと同じように整理をされてございます。

「１．リスク評価の結果」ということで「（１）侵入リスクの評価」「（２）暴露リス

クの評価」の大きな柱に沿って評価をされる。

それに加えて「2．獣医師、農家等を対象とした教育プログラムの実施」「3．BSE様症状牛の調査及び届出義務」「4．承認された研究所での検査の実施」といったことを総合的に評価をいたしまして、リスク・ステータスが決定されることになっています。

各カテゴリーの要件として先ほどのような表が掲げられております。

2ページ目に、各カテゴリーごとの輸入条件が書いてございます。OIEの場合は3つのカテゴリーに分けられることで、1つは「無視できるリスク国」。これについては生体牛に対して輸入条件は課されないということであります。

一方、骨付き牛肉等については「と殺前後の検査（inspection）に合格」するという条件が付くことになっています。

「管理されたリスク国」については、そこに書いていますように、生体牛であれば当該牛が備えるべき要件として「母牛及び由来牛群が恒久識別制度によって識別」「コホート牛でないこと」「国内発生がある場合、飼料規制の効果的实施日以降に出生」という条件がございます。

同じように骨付き牛肉については「と殺前後の検査（inspection）に合格」「ピッシング等が行われていないこと」「SRM（全月齢の扁桃・回腸遠位部、30か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋骨・脊柱）を含まないこと」「30か月齢超の牛由来の機械的除去肉を含まないこと」「及びによる汚染が無いよう完全に除去されること」といった条件が課せられているということでございます。

それ以外の国を不明な国として位置づけられますけれども、それぞれそこに書いてありますような生体牛、骨付き牛肉に対して輸入条件が課されるという規定になってございます。

その上にはEFSAのステータスと同じように無条件物品も規定されてございまして、そういったものについてはステータスにかかわらず条件を課さずに輸入を承認すべき物品として規定されているということが掲げられているものです。

資料2-6です。これは先ほど少し触れましたけれども、日本がここに挙げていますような国から牛肉等を輸入する際に課している輸入条件ということで整理したものでございます。

繰り返しになりますけれども、食品衛生上の要件として自粛を指導するとなっておりますけれども、いずれの国においても食品についてSRMの輸入自粛を指導していることがございます。また、家畜衛生に関わる要件としては、先ほど説明申し上げましたけれども、

すべての国で牛肉等について、証明書等によって家畜の伝染病の病原体を広げるおそれがないと認められること。あるいは飼料・肥料等に対しての要件が課されていること。

また、家畜衛生条件として義務づけられているのがその項目に挙がっておりますような「指定施設の条件」であるとか、牛肉由来の牛に対しての要件「SRM除去」「飼料規制」「サーベイランス」「月齢条件」等について各国ごとに課されているということでございます。

以上でございます。

吉川座長 ありがとうございます。前から一部はデータとして出されていたという説明ですけれども、今日のA3の表と比べてみるとわかりやすいと思います。基本的にはEUに規定されているBSEステータスの分類と輸入条件という、EUのEFSAが行ったものを少しずつ国際防疫条件に合うような格好でOIEが基本的には取り込んでいるので、かなりオーバーラップをしているけれども、特に輸入物品については微妙に項目が違うことがわかるかと思えます。

GBRのカテゴリーの評価についてもOIEの方はよりシンプルにするという格好で昨年、リスクの無視できる国、管理された国、不明の国という3つの大きなカテゴリーに分けようということで、EUの方も一応それを考慮して、先ほど言われたように、分類はしているけれども、実際の規定だけで運用はしていないという状況になっているということです。

その定義に基づいて、各国が輸入する条件について、相手国のリスク・ステータスに応じてどういう条件を課すかということが資料2～5までに書かれている。6については我が国が家畜衛生条件という形で課している条件が、BSEに関連したものとしてまとめられていることと、これを見ると、日本に輸出している15か国のGBR評価が1～3までの国として、ステータス評価がなされていることがわかるかと思えます。

一遍に全部のデータを見て、さあどうすると言われても、簡単に考えはまとまらないかもしれませんがけれども、先ほどの資料と今、説明された資料を含めて、どなたか御意見はございますか。最初I質問があれば、そちらに答えたいと思います。

堀内専門委員 資料2-4の表現がよくわからないんです。1ページに「以下は、TSEに関するEU規則（規則EC/999/2001）」とありますが「現時点では、BSEステータス分類は行われていない」。ここで言うBSEステータス分類は、このGBRのカテゴリーのことを意味しているのでしょうか。

吉川座長 どうぞ。

境情報・緊急時対応課長 EUにつきましては、資料2-4は今、堀内専門委員がおっしゃいましたように、現時点ではこのステータス分類は行われていないんですけれども、このステータス分類の決定基準は1~5の項目まであって、これを総合的に勘案して、下の表のカテゴリー1~5までに分けることがあるわけですけれども、ここの作業が現在行われていないということです。

先ほど資料2-3の横表がございましたが、そのステータス分類は行わないで、現時点ではEU規則の22条及び23条の移行措置が規定されておりまして、それに基づいた運用がされているということで、この資料2-3の輸入にかかる条件の部分を適用して、実行上は運用されていることとなります。

繰り返しになりますが、資料2-4の方は規定上はありますが、実際は使われていないこと。あとは資料2-5のOIEの方がございますが、この改正を踏まえたEUの方の規定の適用の検討も今、行われているということがございます。

堀内専門委員 ということは、GBRの評価は生きているという理解でよろしいですか。

境情報・緊急時対応課長 GBRの評価は資料2-3の真ん中にございますように、EU加盟国が全部で25か国あるわけですが、そこがII~IVに分類が来ている。EU加盟国以外のEU以外への輸出を希望する国がI~IIIまで全部で40か国あります。ここについても当然GBRの評価を行っているということで、GBRのI~IVと区分しまして、それぞれに輸入条件を課している。これが実行性の運用がされていることとなります。

堀内専門委員 もう一点質問なんですけれども、OIEのコードが今どのようになっているかをお伺いしたいんです。このコードは要するに3つに分類し直す。その分類の実施状況について、現状はどういう形で進められているのか。それともこれから進められようとしているのか。そこら辺を御存じの方がいらっしゃいましたら、教えていただきたいです。

吉川座長 どうぞ。

山内専門参考人 現状はよく知りませんが、OIEの分類というのはもともと原則を決めているだけであって、前の分類のときにも、あれは清浄国、暫定的清浄国といったような形で4分類やって、清浄国認定だけの作業は委員会をつくってやったところが結局できなくてだめになってしまったといういきさつがあります。

ですから、各国が自分で勝手に決めればいいのかということで、ただ、輸出牛のことになれば、相手からまた意見が出れば、それはその間で話し合いになるのかもしれませんが、私の知っている限り、OIE自身としては原則しかつくっていないと思います。

堀内専門委員 そうすると、以前の、例えば暫定清浄国、清浄国というのも、実際には各国が独自で判断しているものですか。

山内専門参考人 勝手に自分たちが考えていて、清浄国認定の委員会には幾つかの国が清浄国認定を申請したと聞いていますが、結論が出なくて、分類自身がなくなって、今度の新しい3つの分類に変わったというふうに私は理解しています。

吉川座長 小野寺専門委員、どうですか。

小野寺専門委員 現状では、その3つの分類で結構だと思いますけれども、コントロールリスクと、アンコントロールリスクと、あとはアンノンですか、その3つでやっていると思います。

吉川座長 どうぞ。

山内専門参考人 質問なんですけれども、資料2 - 6の3ページ目の中国のところで「中国にはBSEの発生がないこと又は」という文言が3か所に出てくるんですが、この意味がよく理解できないんですが、説明していただけますか。SRM除去、飼料規制、サーベイランスの項目です。

吉川座長 事務局の方、どうぞ。

境情報・緊急時対応課長 先に、OIEコードの件なんですけれども、今年の5月のOIE総会でも議論がされておりました、この前の清浄国、暫定清浄国といった区分につきましては、これまで清浄国がオーストラリア、アルゼンチン、ニュージーランド、ウルグアイの4か国というふうに決定されております。それから、暫定清浄国が、チリ、アイスランド、パラグアイ、シンガポールという4か国になっております。

更に、この2006年末以降にOIEにBSEの評価を依頼する国は、この新しい3つの区分で分類される評価が行われるというふうに決められております。ですから、先ほどの8か国は古い基準でBSEステータス評価を行っておりますが、今後、新しくOIEに申請する国は、この3つの区分を念頭に置いてOIEで評価がされるということでございます。

山内専門参考人 その4か国の場合は、清浄国認定されたんですか。

境情報・緊急時対応課長 はい。オーストラリア、アルゼンチン、ニュージーランド、ウルグアイはフリー・フロム・BSEという形になっておりますし、チリ、アイスランド、パラグアイ、シンガポールにつきましては、プロビジョナリー・フリーという形になっております。

山内専門参考人 わかりました。

境情報・緊急時対応課長 それから、資料2 - 6ですけれども、中国はBSEの発生が

報告されておりませんので、現時点におきましては中国にはB S Eの発生がないということが1つの要件。

あるいは、反すう動物から生産された肉骨粉の反すう動物への給与の禁止が有効に実施された後に生まれたもの、あるいはその個体に肉骨粉が給与されなかったという、この要件が課されているということですから、現実にはB S Eの発生が中国にはありませんので、どちらも適用できるということでございます。

山内専門参考人 よくわからないんですが、それでは、この文言はB S Eの発生がないから、骨や脳、眼、脊髄等を取り除くということは要求していないということなんですか。

境情報・緊急時対応課長 S R Mの除去につきましては、ここに書いてございますように、現時点では中国にB S Eの発生がなく、中国に対しては、骨とか、脳とか、眼とか、脊髄とかなどは除去するという要件が付されているというふうに理解しております。

山内専門参考人 日本語がよくわからないんです。

吉川座長 ひょっとすると、輸入するときこういう証明書を付けるということなのではないですか。中国にはB S Eの発生がない、S R Mを取った、それから、当該牛は飼料規制の対象になっていて食べさせていないというようなことを、ロットごとに獣医か何かのサインで付けてこいということなのではないんですか。違いますか。

山内専門参考人 それだったら「又は」ではなくて「及び」ですよ。

境情報・緊急時対応課長 大変失礼しました。今、リスク管理側に確認をさせていただきましたところ、この中国のS R M除去のところですけども、この家畜衛生条件上は、中国にB S Eの発生がないということで「又は」ですから、後段の規定は実行されなくてもいいということだそうです。

ただ、一番上の食品衛生のところでございますように、食品については、S R Mの輸入自粛を指導しているということで、実態的にはS R Mの輸入は行われていないということだそうです。

吉川座長 そうすると、ほかのカラムもすべてそうで、発生していないんですから、単純に解釈すれば「又は」以降は実質上はないと考えていいということですか。

境情報・緊急時対応課長 はい。そのとおりでございます。規定がまさにこうなっておりますので「又は」の規定で、いずれかということでございます。

吉川座長 実質はそういうことだそうです。ほかに御質問はございますか。

どうぞ。

甲斐専門委員 すごくプリミティブな質問ですけども、国際的な情報の公開の件です

けれども、BSEが発生した場合の国際的な報告義務なり発表義務というのは何か規定があるんですか。

境情報・緊急時対応課長 これは、当然、OIEのコードの中で、OIE加盟国はこういった疾病とかの発生があればOIEに報告するというようになっておりまして、OIEがまた加盟国にその発生を通知するというで運用されております。

吉川座長 中国は、OIEには入っているんですか。

境情報・緊急時対応課長 OIEには加盟しております。現在、全部で167か国の加盟国がございます。

吉川座長 加盟している限りは、見つけたときは届け出る義務があるということだそうです。

大分、時間が迫ってきて、最初、残りの項目の検討時間を30分もらうということを約束したので、今日の議論はこのくらいにしたいと思います。

一応、事務局の方から資料を出していただいたので、全体像はつかめたと思います。自ら評価を行うために、どういう評価項目で、どういうふうに検討していくか。項目、手法、その他、必要な情報等が考え付いたら、いつでも事務局の方に連絡をしていただきたいと思います。そのコメントを含めて、再度、今日、チリとかいろんなところの、あるいは疑問に出たところを直すところは直して、もう少し審議を進めていきたいと思います。

済みません、約束よりも遅れてしまいましたけれども、前回、プリオン専門調査会で審議したときに、日本に向けた米国のA40の判定についてメキシコ産を含んでいるということについて、どういう考えで、どういう経緯だったのかということをお農水省側に問うて、それについて説明をいただけるということですので、よろしくお願いします。

姫田動物衛生課長 農林水産省の動物衛生課長の姫田でございます。前回、8月10日のプリオン専門調査会におきまして、米国産牛肉の輸入に関して、メキシコで生まれた子牛、いわゆる肥育素牛で米国に輸入されて飼養された牛にA40を適用することについてプリオン専門調査会の方からリスク管理側へ説明を求められましたので、本日、説明いたします。

このA40の基準の適用につきましては、食品安全委員会における米国産牛肉のリスク評価の結果を踏まえまして、先ほどから何度も出てきておりますけれども、日米の政府間でリスク管理措置である、家畜衛生条件を取り決める際には、米国側の見解を念のために入手していたところでございます。これがお手元にあります資料3でございます。表に英文が付いていて、後ろに訳が付いていると思います。

これについて説明させていただきますと、家畜衛生条件の取決めに関する意見交換の中での、これは2005年12月12日にリスク評価をいただいた後に家畜衛生条件を取り決めたところでございますが、我が方から米国側に、メキシコ生まれの肥育素牛で米国で飼養された牛にA40基準を適用する考え方について、念のために照会いたしました。

メキシコ生まれの肥育素牛で米国に輸入された牛と、米国で生まれの飼養された牛との同等性についてということで説明する資料が、米国農務省から2005年10月31日付けで提出されておりますので、これについて説明いたします。

この資料においては、米国に輸出されるメキシコ産肥育素牛について、米国で生産されている牛と同じ品種であることということで、これは具体的にはアンガスとか、ヘレフォードとかそういうヨーロッパ系の品種が中心になっておることが言われております。

第2点として、メキシコの農家で生まれた後に、米国の肉牛生産システムと同じシステムで飼養されることということで、後ろに参考で付けていますが「米国の一般的な肉牛生産パターン」。これは我が方ですべてつくらせていただいたものですが、子牛生産されて、これは自然交配による季節繁殖とか春分娩で、哺乳、離乳まで大体6か月ぐらいでございます。多少、大きい小さいはありますけれども、それが、6か月から12か月で対米輸出と書いてありますけれども、実際は大体6か月から8か月ぐらいで対米輸出されております。

そして、育成、肥育というような形で、ここの段階ではアメリカで育成、肥育されたものです。この育成と肥育とを一気にやってしまうような経営もございまして、それぞれそういうような形でフィードロットで育成されるものです。

最終的には、パッカーで出荷されるというようなことでございます。

あと、3番目のポツとして、離乳後、直ちに米国向けに輸出されるというようなこと。

そして、米国に輸入後、米国の肉牛生産システムで飼養されるということについて示されております。

このアメリカから提出された資料について、リスク管理側も検証いたしまして、メキシコ側から肥育素牛として米国に輸入され、飼養された牛にA40を適用するという考え方について、我々としてはこう考えているところでございます。

1つは、アメリカが牛枝肉の格付のために用いている生理学的成熟度、マチュリティーは牛の飼養形態とか品種が大きな影響を与えているとされております。ですから、メキシコからアメリカに輸出される牛の飼養形態ということは、1つはメキシコとアメリカの畜産業というのは強く連携しておりまして、特にメキシコ北部では、いわゆるアメリカ南西部への肉牛の輸出を強く意識した畜産業形態があるというのは一般的に知られているとこ

ろでございます。

これは、ここに書いてあるように、特にメキシコ北部の子牛が 97% を占めておりまして、大体がアメリカと同じような品種ということでございます。

それから、アメリカから提出された資料におきまして、メキシコ生まれの子牛でアメリカに輸入され飼養された牛は、先ほど御説明いたしましたように、米国の肉牛生産システムで飼養されているということでございます。ですから、アメリカに輸出されたメキシコ産肥育素牛については、生まれた時点からと畜されるまでアメリカで生まれた牛と同じ形態で飼養されると考えております。

品質に関しましても、先ほど申し上げたように、ヘレフォード、アンガスというようなヨーロッパ系の品種が優勢ということ。勿論、一部、インド系の品種がございます。ただ、アメリカの南部でも一部インド系の品種が飼養されておりますので、そういう意味では変わらないと考えております。メキシコ中南部では、インド系のブラーマンとかそういうものが飼養されておりますが、これはメキシコ国内用の市場のものと考えております。

そういうことで、メキシコから米国に輸出される肥育素牛というのは、品質についてもほとんど違いがないと考えております。

そういうようなことも含めまして、私どもリスク管理側といたしまして、メキシコで生まれた牛であっても米国で生まれた牛と同じ生産システムで飼養されるのであれば、米国生まれ米国育ちの牛との間で生理学的成熟度の判別において差がないと考えました。

このための米国が提示した資料を根拠に、メキシコ生まれの子牛で米国に輸入された、飼養された A 40 を適用することについて、リスク管理上、問題ないと判断した次第でございまして、12月12日に衛生条件を締結、交換した次第でございます。

なお、この件につきまして、従来からの A 40 の考え方についての検討をしていただいております、牛の月齢判別に関する検討会の委員に、前回のプリオン専門調査会で御質問があったということでございますので、今回、こういうことも 6 人の委員の方々にすべて説明いたしまして、こういう内容でいかがかということで御意見を伺ったところ、すべての委員からリスク管理側の説明について問題ないという回答もいただいた次第でございますので、よろしく願いいたします。

吉川座長 前回、A 40 の評価をしていく中で、メキシコ生まれのアメリカ育ちというものについて、評価する側としては想定していなかったのではないかとという疑義に対して経緯の説明をしてもらったわけですが、1 つはあそこのデータとして使った A 40 のデータは、米国生まれの米国育ちの牛を対象にしたものであった。これはそういう事実です

ね。

姫田動物衛生課長　そうです。

吉川座長　それから、メキシコ生まれのアメリカ育ちという牛について、A40が適用できるかどうかということについて管理側の責任で米国の管理側と検討を進めてきて、専門家の意見も含めて大きな差はないだろうということで、評価を求めるというよりは管理条件としてメキシコ産アメリカ育ちの牛を認めたということですね。

姫田動物衛生課長　座長のおっしゃるとおりでございます。

吉川座長　それから、あのときの統計分析をした畜産の専門家6人に聞いたところ、アメリカの管理側が示したデータについては専門家として同意できるという結論をもらったということですね。

姫田動物衛生課長　6人の方々にそれぞれ個別にお聞きして、説明について理解できる、あるいは了解したということでございます。

吉川座長　そういう経緯ということで、前回、私としてメキシコ産アメリカ育ちというものを念頭に置かなかったものですから、事実経緯がどうなっているかということを経理側に尋ねた結果が今の答えであるということですが、どなたか御意見ございますか。どうぞ。

甲斐専門委員　今の説明でよくわかりましたけれども、1つ教えてほしいのは、乳雄といますか、こういうものはない、この地域では酪農経営から供給される子牛は含まれなくて肉用牛だけだというふうに理解される。それでいいんでしょうか。

姫田動物衛生課長　基本的に、アメリカのフィードロットに持っていくための子牛生産という形でメキシコ北部で生産されておりますので、いわゆるアメリカのフィードロットと同じ形態で、肉用牛生産の中から出てくる子牛と考えていただいて結構かと思っております。

基本的には、ヘレフォード、アンガス、あと、シャロレーということがアメリカの方からも聞いております。

吉川座長　そのほか、御質問あるいは御意見はございますか。いいですか。

それでは、この件に関してはそういう経緯であったということ。それから、事実として、評価委員会としては、あそこにあったデータの解釈として、アメリカ産でアメリカ育ちということに関してはそのとおりであった。実際、管理措置として日米の管理側でメキシコ産アメリカ育ちをその中に含めるという取決めをしたということでいいですね。

姫田動物衛生課長　そう考えておりますので、よろしく願いいたします。

吉川座長 いいでしょうか。

どうぞ。

山内専門参考人 教えてください。そうすると、メキシコで生まれて、最後のフィードロットのところアメリカへ行くんですか。そうではなくて、フィードロットもメキシコですか。

姫田動物衛生課長 今、お手元の資料の一番最後に出ておりますけれども、大体、この子牛生産で、離乳までがメキシコでございます。それで、離乳したものを育成段階のところアメリカに持ってくるということをアメリカから報告を受けております。

山内専門参考人 それでは、今後もこういう形の牛が入ってくるということですか。

姫田動物衛生課長 はい。そう考えております。

吉川座長 1つ、前にも疑問に思ったので念のために聞きますが、メキシコで生まれて、アメリカで育て、と畜処理をされた牛の産出国表示と申しますか、そういうものは具体的にはどういうことになるのでしょうか。

姫田動物衛生課長 これは、いわゆる国際ルールということではなくて、我が国の表示ルール、あるいは我が国のルールということで考えておりますが、それぞれの畜産物とか水産物については、その国で一番長く飼養管理された国を原産地とするということにしております。

具体的には、例えば北朝鮮のアサリとかなんとかいろいろ問題があったものですから、そういう意味では一番長く飼養された国が原産国ということに表示されることになっております。

吉川座長 そうすると、単純に考えれば、国内表示としては20か月以下で来たとき、もしメキシコに10か月以上いればメキシコ産、10か月以上アメリカで飼育されればアメリカ産という表示になるということですか。

姫田動物衛生課長 ですから、モデル的には6か月で離乳をして、6か月でアメリカに来ますので、それから16か月ぐらいまでであれば10か月ぐらいアメリカということになりますので、アメリカ産になる可能性が非常に高いと考えております。

吉川座長 わかりました。ほかに御意見ございますか。

どうぞ。

甲斐専門委員 今回は、メキシコ産子牛だけですけれども、私がフィードロットに行ったときにはほかの国からもかなり入れていたみたいですが、そうしますと、どこまで拡大して、どこまでとどめるのかというような歯どめみたいなものは、例えば、メキシ

コだけはいいいんですけれども、よそはだめとか、そういう規則はどうやってつくるのか。または、子牛の産地をどうやって認定するのかというようなシステムは可能なんですか。

姫田動物衛生課長 まず、ルール上は、カナダ産だといわゆる月齢とかデータがあるものということになるかと思えます。

それから、メキシコ産は、今、言いましたように、A40を適用します。ほかの国であればA40とかというようなものが適用されないということになりますが、現実論としては、2005年のデータを調べさせていただいたんですけれども、データの的にはカナダとメキシコ以外からは入っていないということになっておりますので、多分、現実的にもほかの国から素牛を持ってくるといって自体があまり経済効率的にも、それから、安全性の問題でも現状としては実施されていないということでございます。

ですから、2005年のデータではゼロということを知っておりますので、そういう意味では、ルールとしてはメキシコのみがA40の適用です。カナダの素牛については、いわゆるデータがあるものについては適用になります。それ以外の第三清浄国については、いわゆる個体の月齢証明だけがあるものについて一つひとつの、カナダは個体月齢証明と集団月齢証明が両方適用できますが、第三清浄国は個体の月齢証明があるものについて可能ですが、現状としてはないようです。

吉川座長 いいですか。

甲斐専門委員 はい。

吉川座長 実質上は、陸続きのカナダとメキシコから若齢牛を買って肥育するというのがアメリカのシステムということですか。

姫田動物衛生課長 価格が安いもので、日本みたいに海外から船で運んできて肥育すると、なかなか割に合わないというのが現状のようでございます。

吉川座長 わかりました。そういう事情で、カナダについては、月齢がわかっているのでそれを要求する。メキシコについては、品種飼育形態の類似を考えてA40でもいい。それ以外の国については、ほとんど例はないけれども、輸入のときにやはり月齢証明を要求するという条件になっているということですね。

姫田動物衛生課長 はい。

吉川座長 どうぞ。

甲斐専門委員 今、国名は忘れたんですけれども、それ以外にも私の調べたところではあったような気がします。今、すぐは答えられないんですけれども、驚くようなところか

ら輸入しています。

姫田動物衛生課長 済みません、2005年のデータということで我々で調べさせていただいたものです。

吉川座長 いいですか。

甲斐専門委員 はい。

吉川座長 この件に関して、ほかにございますか。いいですか。

それでは、結構です。

済みません、もう15分くらいいただきたいんですけども、30分延びてしまって申し訳ないんですけども、最後に米国のサーベイランスについて、米国としては1年間の拡大サーベイランスで汚染状況を読み切ったということで従来のサーベイランス規模に戻すというのに対して、米国・カナダを評価したときに拡大サーベイランスの維持が必要ではないかというコメントを書いたものとして、米国側のピアレビューを含めて総括についてどう考えるかということ、前回少し各専門委員から意見を求め、また、項目別に事務局の方から整理していただいたので、その説明を受けて、プリオン専門調査会としてどういうふうな回答をするか、あるいはどういう対応を取るかを議論したいと思います。事務局の説明をお願いします。

梅田課長補佐 それでは、米国BSEサーベイランスの見直しに関しまして、米国側が7月に公表したレポートと関係情報につきましては各専門委員の方に、前プリオン専門調査会専門委員も含めましてお送りしてございます。

また、このサーベイランスに関して、あるいは疫学的なアプローチについて詳しい専門の先生として、国立医薬品食品衛生研究所の春日室長、また、動物衛生研究所の疫学研究チームの筒井室長にも御意見を賜っております。それら御意見をまとめたものをここで紹介させていただきたいと思います。資料4-1から4-6でございます。

まず、資料4-1から4-5までが関係の資料についての概要で、既にレポート本体、それから、仮訳については本日も参考資料としてお配りしてございますけれども、先生方には以前にお送りしているところでございます。

資料4-6が、先ほど申し上げたとおり、専門委員等から寄せられたコメントについてまとめたものでございます。

時間の関係もございますので、レポートの構成と主なものについて概要を触れた上で、コメントについて紹介させていただきたいと思います。

このサーベイランスの見直しに関しまして、関係のレポートが7本出ております。参考

資料 1 - 1 にございますように、資料 4 - 1 に概要がございますけれども「進行中の牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスプラン（概要）」についての報告がございます。それが基本的なサーベイランスプランについての報告になってございまして、加えて、米国がこれまでの拡大サーベイランスを含めたサーベイランスのデータを踏まえて、米国における BSE の有病率について推定してございます。

その関係のレポートが 3 本、資料 4 - 2 になりますけれども「米国における BSE 有病率推計（概要）」。資料では概要ということになっていますけれども、レポートが 1 本。

その関係で、ピアレビューを行っておりまして、その報告が資料 4 - 3「米国における牛海綿状脳症（BSE）有病率の推定に関するピアレビュー（要約）」ということになっています。

概要にはございませんけれども、そのピアレビューを受けて、APHIS の方で、そのピアレビューに対する対応ということがもう一本、参考資料 4 - 1、その仮訳は 4 - 2 になってございますけれども、その対応についての報告が出ています。それが有病率に関しての報告でございます。

それと、サンプル規模についてのレポートが同じく 3 本出ています。

まず、資料 4 - 4 が「進行中の BSE サーベイランスのサンプル規模の評価（概要）」ということで、概要をここに紹介してございますけれども、それが 1 本。参考資料で言いますと 5 - 1 で、5 - 2 が仮訳になっています。

それから、同じように、その報告に対するピアレビューをやってございまして、その報告が資料 4 - 5 になりますけれども、参考資料で言えば 6 - 1 が原文で、6 - 2 が仮訳になります。

同じように、そのピアレビューに対する APHIS の対応が、概要は今回お配りしていませんけれども、参考資料の方では 7 - 1 で紹介してございます。その仮訳は 7 - 2 ということになっています。

資料 4 - 1 を御覧ください。若干、これについて紹介させていただきます。

「はじめに」というところで書いてございますけれども、1990 年以降、BSE が存在するかを監視するためのサーベイランスを実施したということでございまして、2003 年 12 月に、御承知のとおり、カナダから輸入された牛で BSE が確認されたことを受けてサーベイランスを拡大したということでございます。

この目的が書いてございまして、米国の現在の BSE の水準を推定して、長期的なサーベイランス案を策定する資料にするためであるということでもあります。

現在の案については、BSEを成牛100万頭につき1頭の割合で確実に検知し、国際基準、OIEを指しているわけですが、それを上回るサーベイランスの水準を保ち、BSEが最も検出される可能性の高い家畜集団から標本を採取することに重点を置く。また、採取された標本をすべて保管することとしているということで、これは報告書から概要をピックアップして整理したものであります。

構成としては「疾病に関する記述」がございますが、これは先生方御承知のとおり、BSEの疾病に関してのこれまでの知見が述べられているものでございまして、ここでは省略させていただいています。

「サーベイランスの目的、合理性、および目標」というところがございますけれども、先ほども少しお話ししましたけれども、過去7年間の拡大サーベイランスプログラムの50万を超えるサンプルを含むデータに基づき、米国農務省は、米国の家畜のBSE有病率の推計を行ったということですが、その有病率は極めて低く、成牛100万頭当たり1頭に満たないことが95%の信頼性で推定されたということが記述されてございます。

そのサーベイランスは、OIEのBSurVEの「タイプA」サーベイランスの基準をはるかに上回る。米国の家畜にBSEが発生し広がるリスクを低く抑える努力がハーバードリスク評価と同等ないし、それ以上のものである限り、有病率は低くなるものと予想されるということが記載されております。

サーベイランスの主目的として、次の2点が挙げられているということでありまして、1点は米国の家畜について、BSEの状況変化を継続して調査・モニターするというところで、状況変化というのが有病率を継続モニターするということ。

2番目に、有病率が、成牛100万頭当たり1頭を超えて増加するようなことがあれば、それを検知するメカニズムを提供するということで、超えるようなことがあった場合には必ずわかるようなサーベイランスを行うということが目的とされているということでありまして。

少し飛ばしまして、2ページ目に行ってください「集団と標本採取法」というところですが、進行中のサーベイランスの重点は、疑似症状の家畜からサンプリングすることにあるということで、家畜のこのサブグループ、特に30か月齢を超えた家畜は、最も高いBSE有病率を示すことがこれまでの調査の結果からわかっているということが書かれているということでありまして、対象集団として、次のところにも書いていますけれども、拡大サーベイランスの対象の中でBSEが検出される可能性の最も高いサブグループを対象としているということでありまして。

そのパラグラフの次に書いていますけれども、米国の牛においてBSE牛は極めてまれであるということで、選ばれた対象集団はBSEを発見するために意図的に偏りをつけているということでもあります。

サーベイランス対象とする動物は、少なくとも1つの臨床症状がなければならず、明らかに健康な動物は対象にならないということも記載されてございます。

サーベイランスの対象として、以下のいずれかに合致する牛を対象とするということが書かれてございます。

は、年齢を問わず中枢神経症状を呈する牛ということで、具体的にはそこに掲げられている牛が該当するということでもあります。

に、30か月齢以上で、と畜前検査で廃棄処分となった牛または健康不良のためにと畜対象から除外された牛ということ。健康不良ということで、歩行不能牛、死亡牛、不健康牛というようなことで書いてございます。

それから「OIEサーベイランス基準に合致するサンプル採取場所とポイント」ということで、OIE等の関係で見ますと、そこに書いてございますが、OIEのBSEサーベイランスガイドラインでは、家畜数が多い国では、タイプAサーベイランスでは信頼度95%で成牛10万頭当たり1頭の有病率を前提とし、7年間に合計30万ポイント、1年当たりで割りますと4万3,000弱のポイントが求められているということになります。

それで、OIEで求められています4つのサーベイランスストリームと書いていますが、対象の牛のカテゴリーということで御理解いただければと思いますけれども、そのカテゴリーは、臨床的に疑われる牛、緊急と畜牛、死亡牛、それから、健康と畜牛の4つであるということで、OIEのガイドラインでは、このうち3つの対象グループからサンプリング採取することが勧告されているということでもあります。米国においては、臨床的に疑われる牛、それから、緊急と畜牛、死亡牛に焦点を当てて、73万5,000を超える牛のサンプルを集めました。

吉川座長 梅田さん、書いてあることは大体わかりますので、時間が遅れているので、要点を説明してくれますか。

梅田課長補佐 はい。そうしましたら、今回、サンプル規模についての見直しを行うということで、こういったOIEのサンプルのポイント数で、これまでと同様のポイントを稼ぐためにどれだけのサンプルを取らなければいけないかというようなことで、そういう計算をしたということがこの中に書かれてございます。

3ページも同様に、今度は同じような目標として、OIEでは更に信頼度を高めるため

に 300 万ポイントを取るということを目標にしたときにどれだけのサンプルが必要かということが、ここに具体的な根拠が書かれているということになっています。

3 ページの下のところでは、こういった施設でこういったサンプルを取るかが規定されているということでもあります。

4 ページの方でも、同じように、それぞれの採取方法、採取地点について書かれています。

以上が、このサーベイランスについての考え方ということになります。

資料 4 - 2 は、有病率の推計ということで、先ほども紹介した概要の中に、有病率 100 万頭につき 1 頭以下であるということがこの結果であるということが紹介されてごさいますけれども、その方法等について書かれたレポートでございます。

それに対するピアレビューについて、概要を紹介したものが資料 4 - 3 ということで、中身についてはそこに書いてあるとおりでございますので、省略させていただきます。

資料 4 - 4 が、サンプル規模の評価ということで、これは内容的には 4 - 1 の内容、規模ということで、このレポートの中で評価されたことが資料 4 - 1 に反映されているということでございますので、内容的には同じということになります。

資料 4 - 5 が、ピアレビューについての話でございまして、各 3 名のレビューワーがどのような指摘を行ったかということが若干、紹介されてございます。

それ以外に、先ほど申し上げましたけれども、ピアレビューに対する A P H I S の対応というのがそれぞれ報告として上がっておりまして、それは参考資料の方にお付けしているということでもあります。

以上のようなサーベイランスの関係のレポートが出ておりまして、これにつきましては先生方に既にお送りして御意見をお寄せいただいたところ、資料 4 - 6 にございますようなコメントをいただいたということでございます。

お断りをさせていただきますと、先生方からいただいたコメントにつきましては、事務局の方で整理をさせていただいておりますけれども、前後関係が、ひょっとしたら先生方の趣旨を適切に反映していないというような場合等、あるいは漏れがあるかもしれないということもございますので、もしそういったことがございましたら、改めて、この席上で御指摘いただければと思います。

また、コメントにつきましては大きく 2 つに分けてございます。1 つは有病率の推定に対するコメントと、今後のサーベイランスのサンプル規模を含めての御意見ということで分けてございますけれども、それぞれのコメントについて特に重みづけは行っておりませ

ん。したがって、このように並列的に書くことがいいのかどうかも含めて、場合によっては重みづけを行って議論していただくのがいいのかもしれないけれども、そういったこともあるということで御理解いただければと思っております。

以上でございます。

吉川座長 ありがとうございます。

済みません、途中で急がせてしまいましたけれども、先生方それぞれ既にデータを受け取って、事務局の方にコメントを返していただいたものをまとめたのが資料4 - 6ということになります。

それで、1の方は実際、アメリカが分析を行ったサーベイランスに対するコメント、2の方は、それを受けて米国としては元のサーベイランスに戻すという提案をしているわけですが、それに対するコメントが書かれています。

今の事務局の説明及び資料4 - 6に書かれているコメントを含めて、あるいはこのコメントをどういう格好でアウトプットしたらいいのか、その辺まで含めて御意見があれば伺いたいと思いますけれども、どなたからでも結構です。

資料4 - 6のコメントは、主なコメントをただ羅列しただけなので、このままでは文章にならないと思いますけれども、御意見ございますか。

どうぞ。

小野寺専門委員 一応、私の意見は多分ここに入っているのかなと思いますけれども「1. BSE有病率の推定について」の3番目で、一応、まだOIEで議論中であり、評価が定まっていないことに留意する必要があるのではないかとということで、実際にOIEというのは必ずしもアメリカの人だけではなくて、EUとか、フランスとか、いろんなところから来て、彼らは彼らでまた別な意見を持っているということなものです。一応、これはサンプルを取って、ある程度、BSEの有病率を推定するということなわけです。ですから、結局、OIEで議論したのはサンプルテストがいいか悪いかということなんです。ですから、サンプルテストで、ちゃんと数値モデルみたいにランダムサンプリングできればそれが一番いいんですけれども、それがどう担保するのかということもありますし、要するに、サンプルテストをする場合のメリットとデメリットもある程度考えて、文章をつかった方がいいのかなと思います。

ですから、もう少し文章をふくらませてもいいかなと思います。

吉川座長 文章化するについては、各専門委員からもらった意見についてももう少し整合性を持たせた文章でないと、もらった方も、あるいは表にしても意味が通じないので、そ

うしたいと思います。

もう一つは、今、言われた B S u r v E モデルそのものの科学的正当性を問うかどうかという問題です。

小野寺専門委員 それに関して、科学的正当性は別に問題ないということになっていますから、数値モデルとしては、それに関して反論することは、今のところ、あまりない。一応、サンプルの取り方とか、例えば牛の群を4つのグループに分けていますが、それに関してどこにどれだけ重みを付けるかというのはかなりいろいろ議論はありますが、数値モデル自身に関して問題はないと思います。

ただ、数値モデルどおりに現場でサンプルが取れるかといいますと、これはまた別問題だろうという議論はあります。

吉川座長 そうすると、モデルそのものに関する正当性は議論するまでもないけれども、米国がこのモデルを使って行う解析について、サンプルがこのモデルに適用できるような形で正当に取られたかどうかに関して疑義があるということですか。

小野寺専門委員 疑義とは言いませんけれども、一応、EUの方ではある程度、30か月齢以上を全頭検査でやっているわけです。これは全頭検査の方が正当であるという意見もあるわけです。向こうの方はサンプルテストはやりたくないということを言っているときもありますし、サンプルテストの方がいいんだというときもあるということで、それは結局、両論併記みたいな格好になるわけです。

吉川座長 どうぞ。

門平専門委員 この B S u r v E モデルというのは、EUの B S E がどのくらい発生したかという数値に基づいてつくられたモデルですので、臨床症状を出して、それが検査の結果、陽性であったという牛がたくさんいるという条件でつくられているわけです。

それは勿論、暴露した量が多い国、イギリスですとか、それ以外のヨーロッパの国々ではそういうケースがたくさんあったんですけれども、例えば日本やアメリカのように、推定ですけれども、暴露量が非常に少ない国では、今まで日本で臨床症状が28例出ておりますけれども、臨床症状、つまり中枢神経症状を出した牛というのが一覧表を見るとない。歩行困難とかそういう形、いわゆる健康不良という牛は半分ぐらいいますけれども、典型的な中枢神経症状を出した牛がないということを見ても、これはやはり、暴露量が少ないからそういう状況ではないかというふうにも推定できると思います。

先ほど小野寺先生がおっしゃったような、モデル自体には問題はないと思います。それはヨーロッパのデータを使って、実際、観察された数値を入れて推定して検査をするとそ

ういうふうになるということで問題はないと私も考えておりますけれども、本当に暴露量が少ない国で同じモデルが適用できるか、つまり重みづけを変える必要があるのではないかとというふうに考えています。

アメリカが狂犬病の関係なり、いわゆる臨床症状を出した牛が多いんだと、どの段階でどういうふうに診断したのかは私も詳しいことは知りませんが、そういう動物が多くて陰性であれば、このポイント数が非常に多くなりますので、その辺をもう少し詳しい説明を受けてもいいのではないかと。もしかしたら、既にリスク管理側の方にはそういう情報はあるのかもしれませんが、もう少し説明していただくと信憑性といいますが、この結果が信じられるのではないかと考えています。

吉川座長 B S u r v E がどこまで適用できるかに関しては、日本がO I E と議論するときにも議論の対象になるところであって、今年の総会に関しても、ヨーロッパの発生数の少ない国と高い国で本当に同じような傾向として健康牛と異常牛という分布がつかまえられるのかどうかというようなことは、一応、まとめてO I E の方に、そういう意味ではB S u r v E は議論中であり、評価が定まっていないという部分に関連するのかもしれないけれども、確かにそういう期待はあると思います。

ただ、アメリカの場合は、では、健康牛をやるべきだ。しかし、その2,700万頭に達する牛を検査するということを受け入れるとは思わないんですけども、そういうコメントは必ずしも現状のアメリカの汚染が高くないというふうに考えれば、B S u r v E をそのまま適用することの是非に関して、もう少し考える必要があるのではないかとすることは述べておいても悪くはないという気はします。

ほかに、御意見ございますか。

どうぞ。

梅田課長補佐 今のB S u r v E の適用の問題というのは、例えばアメリカに対して直接言うというよりも、小野寺専門委員からいただいた御指摘のように、今、舞台はO I E で議論されているということだとすれば、その議論を待つといいますが、むしろ、これまでも日本が主張してきたことをその場で議論を闘わせるということに対応すべき問題なんでしょうか。それとも直接やるべきなんでしょうか。

小野寺専門委員 いや、向こうもO I E を通して話をしようと言っているところみたいなものですから、やはりO I E のB S u r v E モデルの、これからもう一回、もう少しモディファイしようとかかということを毎年見直すということをやっていますから、やはりその場で闘わず方がいいのかと思います。

勿論、その場合、何も日本とアメリカとが面と向かってやるわけではなくて、一応、多国間でやるわけですから、当然、イギリスも、フランスも、あと、B S Eのない国、ニュージーランドとかも来るし、そういうところで多国間で議論をすべきだろうと思います。

吉川座長 どうぞ。

永田専門委員 先ほど、小野寺専門委員が言われたことと重なることになるんですが、資料4 - 6の1ページ目の4番目と5番目に関しては、やはりサンプリングのことを言っていると思います。

日本とアメリカの場合、ハイリスクの牛に限っても日本の方がどうもサーベイランスの結果が高く出ているということもあるので、やはりサンプリングが、アメリカの場合、ハイリスクでしょうけれども、その母集団をどれくらい代表しているのかということの妥当性が気になるところで、この4番目と5番目は、それを特に細かく具体的に言われたと思いますが、そういった意味づけがわかるように加えてほしいと思います。

吉川座長 そういう意味では、各専門委員の中に、1つはサンプリングを含めた母集団、サンプリングの方法、実際に分析に使ったカテゴライゼーション、その他に、ピアレビューでも書かれていましたけれども、どこまで裏打ちされたものであるのかというサンプリングに絡む問題、それから、先ほど出た問題は、それを適用したB S u r v eそのものが適用できるのかどうなのかという問題であって、これはサンプリングとはまた別の問題だろうと思います。

B S u r v eで入力された分析そのものについては、非常に頑強性があって問題ないというのはピアレビューでも専門家の意見でもあるので、そこは分析そのものはそうかもしれません。分析の前提となったサンプリングと、その処理の問題と、適用したモデルがいかにどうかという問題に関しては意見がある。推定に関しては、大きく違うあれかもしれませんが、そういう表現をするとすれば、実際にはそうやっていいのかという問題になりそうな気がします。

だから、日本は何を言っているんだという話になりかねないのかもしれませんが、相当うまくまとめる必要はあるかもしれません。

梅田課長補佐 そうですね。先ほどの御指摘が出ましたサンプルの代表性等につきましてもレビューからの指摘もあって、それに対するA P H I Sの対応で、中では同意する部分もあれば、それに同意しないということで反論している部分もあるわけではございまして、そういったことを十分踏まえた上で、それでも日本としても同意しないということで新たにコメントをまとめるのかというところは少し慎重に進めないといけないのかな

というふうには事務局としては思っています。

吉川座長 そうですね。有病率の推定について、2つの書き方があるのかなという気もしています。

だから、この順番でいくと、一番上に言っている内容についてはピアレビューとも似た感じで、モデルそのものには理論構築としては問題なくて、単純にデータ結果の分析としてはそれなりの科学性は持っている。

しかしという格好で、実際に使ったデータのサンプル、処理、その他については必ずしもこういう個別に述べられているような問題があるのではないかな。

それから、そこで適用したB S u r v Eモデルについて低発生国に適用できるかどうかについては、まだ国際的な同意が完全にとれていないとすれば、それを適用したことについても必ずしも同意できないとは言わないかもしれませんが、そういう脆弱性はあるのではないかなというような書きぶりにするか、その反対にするかですね。

最初に、サンプリング条件その他、モデル適用について述べておいて、しかし、分析した内容そのものについてはそれなりの評価をするというような書き方にするかにしても、どちらかかなという感じがするんですけども、もう少し意見をもらって、練って、考えてみたいと思います。

もう一つの問題は、それでは今後のサーベイランスはどうするんだというところが、専門委員の意見が4つほど書いてありますけれども、これも文章的にそれぞれ羅列をしてあるだけなんで、ある種の流れをつくる必要性はあるのかかもしれません。

しかし、表でサーベイランスそのものに対して幾つかの疑義があると言って、後ろで今後のサーベイランスについて公表されたサーベイランス計画自体は問題ないのではないかといいますと、これまた君らは何を言いたいのかという、もし、さっきの筋を推すなら縮小してはまずいのではないかなというのが、多分、論理の帰結であって、片方で適用できないのではないかとこいつつ、片方で、減らしてもそんなに問題ないではないかなというのは、いかんせん、理解に苦しむ論理になると思います。

次のものも、これは私が言ったんですけども、実際にはサーベイランスという概念とはまた別途に、どの程度、汚染されているかという問題ではなくて、低発生国で特定の地域で回転するというリスクを考えた場合には、従来のスクリーニング、あるいはサーベイランスのシナリオではひっかからない危険性があるから考えてくれということで、ある意味では国際的な意味でのサーベイランスに真っ向から敵対する提案ですから、これもまた前段の話とは、一部合うかもしれないけれども、合わないところがあります。

3 番目はいいと思います。先ほどのサンプリングの問題に対して、改善方法を含めて言っています。

4 番目は、そういう点では 1 番目と 4 番目は違う意見を言っている格好になりますね。このように、各専門委員の意見が分かれているんですけれども、もう 30 分延ばしてくれと言って小一時間になるので、どうでしょうか。もう一回、事務局と相談して、今日の意見も聞いた上で、少したたき台的なものをつくって、専門委員にもう一回、意見を求めて、ある程度整合性が持てるような格好で議論して、最終的にホームページに出すか、あるいはアメリカに親委員会を通してサーベイランスに対して食品安全委員会としてこう考えたというような返事を出すか、その辺について、次回、できれば議論をしたいと思います。それでいいですか。

(「はい」と声あり)

吉川座長 済みません、長々と議論をして、なかなか結論めいたものが出なくて申し訳ないんですけれども、それではそうさせていただきます。早急に事務局と相談して、各専門委員の意見をまとめて、少し文章化したものをメールで送りますので、またそこに意見を書き込んでいただきたいと思います。

事務局から、ほかにありますか。

梅田課長補佐 特にございませぬ。

吉川座長 それでは、本日の議題は以上です。次回については、また日程調整の上、お知らせします。よろしく申し上げます。

どうも、遅くまでありがとうございました。